

令和7年度

# 交通安全運動実施基本方針

ゆとりある 心と距離で安全運転 ～美ら島 2025～



～ 日本一交通安全な県をめざして ～

沖縄県交通安全推進協議会

# 令和 7 年度交通安全運動実施基本方針

## 第 1 趣 旨

この基本方針は、「人命はすべてに優先する」という基本理念の下、安全かつ円滑・快適な交通社会を実現するために、交通安全思想の普及高揚と家庭や職場など、地域の実情に即した交通安全対策を推進し、県民一人ひとりが思いやりと譲り合いの心を持って、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けて交通事故防止を図り、「日本一交通安全な県」をめざし、幅広い交通安全運動を展開していくものである。

本県の道路交通を取り巻く今後の情勢は、運転免許保有者数、車両保有台数、高齢者人口の増加や生活様式の多様化などから、今後も夜間の事故や高齢歩行者事故、高齢運転者による事故、飲酒絡み事故、二輪車乗用中の事故が高い比率で発生することが懸念される。

当推進協議会は、本県の交通事情や交通安全施策を踏まえ、今後とも互いに緊密な連携を保持して官民一体となった効果的かつ積極的な交通安全活動に取り組むとともに、下記の年間重点事項を強力に推進するものとする。

## 第 2 期 間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

## 第 3 年間スローガン

「ゆとりある 心と距離で 安全運転 ～美ら島 2025～」

## 第 4 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

## 第 5 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という）」のとおり。

## 第 6 年間重点事項

- 飲酒運転の根絶及び危険運転の防止
- 二輪車の交通事故防止（無謀な運転の防止・マナーアップの推進）
- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と正しい横断方法の実践
- 高齢運転者の交通事故防止
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

## 第7 効果的な運動の推進

沖縄県交通安全推進協議会は、この基本方針に基づき、県民総参加の運動を展開するが、その実施にあたっては次の諸点に配慮して運動を推進する。

特に、飲酒運転根絶対策については、沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき策定された「沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針」や、沖縄県が策定した「沖縄県飲酒運転根絶推進計画」に沿って効果的な運動を展開していくこととする。

### 1 普及啓発活動の推進

沖縄県交通安全推進協議会の推進機関・団体は、次により積極的な広報活動を推進する。

- (1) 新聞やテレビ、ラジオ等の報道機関に積極的に資料を提供し、活発な広報活動を推進する。
- (2) 県、市町村のホームページ、広報紙（誌）、ウェブサイトやSNS及び推進機関・団体が発行する機関紙（誌）等に、本運動の目的を掲載し、啓発活動を広める。
- (3) ポスター・チラシ等の配布及び横断幕やのぼり旗、ロゴマーク旗・交通安全旗等を掲示し、幅広く県民へ交通安全を呼び掛ける。
- (4) 有線放送や公民館・自治会等の放送施設の活用や、広報車による広報の徹底を図る。
- (5) 地域の交通安全推進協議会と連携し、地域住民による交通安全住民大会やパレード等の諸行事を通して、運動が盛り上がるよう、広報等各種支援を図る。

### 2 交通安全教育の推進

推進機関・団体において、それぞれの中で自主的な交通安全教育を推進するとともに、地域交通安全推進委員、安全運転管理者、市町村交通安全指導員（推進員）、各学校の交通安全指導者等の交通安全教育に関わる者の育成を図る。

幼児、小中学生及び高校生と高齢者に対する交通安全教育を推進する。

従来の活動に加え、交通安全教育の動画配信など対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れるものとする。

地域に根差した住民参加による運動を推進するため、自治会等の組織を活用した交通安全を推進する。

### 3 機関・団体の主体的活動の推進

推進機関・団体は、それぞれの主体的な交通安全活動を推進する。

また、交通安全を目的とする民間団体についてその活動を支援していくとともに、交通安全功労者等の表彰を行い交通安全活動を奨励し、交通安全意識高揚の促進を図る。

## 第8 運動の名称

### 1 期間を定めて行う運動

| 運動の名称              | 期間                                 | 実施方針                                          |
|--------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 春の全国交通安全運動         | 4月6日(日)から<br>4月15日(火)まで<br>(10日間)  | 国の交通安全対策本部の決定に基づき、県交通安全推進協議会が、別に定める要綱により実施する。 |
| 夏の交通安全県民運動         | 7月11日(金)から<br>7月20日(日)まで<br>(10日間) | 県交通安全推進協議会が定める実施要綱に基づき、実施する。                  |
| 秋の全国交通安全運動         | 9月21日(日)から<br>9月30日(火)まで<br>(10日間) | 国の交通安全対策本部の決定に基づき、県交通安全推進協議会が、別に定める要綱により実施する。 |
| 年末・年始の<br>交通安全県民運動 | 12月21日(日)から<br>1月4日(日)まで<br>(15日間) | 県交通安全推進協議会が定める実施要綱に基づき、実施する。                  |

### 2 日を定めて行う運動

| 運動の名称                                | 期間                   | 実施方針                                                                                                       |
|--------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通安全県民の日<br>(主唱：沖縄県交通安全推進協議会)        | 毎月1日                 | すべての県民が、交通安全に深い関心を持ち、正しい交通行動を身に付け、自ら進んで交通安全活動に参加する日として、「交通安全活動の日実施要綱」に基づき実施する。                             |
| 飲酒運転の根絶運動の日<br>(沖縄県飲酒運転根絶条例)         | 毎月1日                 | 県民等への周知を図るとともに、県民総ぐるみの運動として街頭啓発活動等飲酒運転根絶キャンペーンを展開する。                                                       |
| 県民交通事故0の日<br>(主唱：沖縄県交通安全推進協議会)       | 毎月20日                | 無事故を誓い合う日として、「交通安全活動の日実施要綱」に基づき実施する。                                                                       |
| 交通事故死ゼロを目指す日<br>(中央交通安全対策会議交通対策本部決定) | 4月10日(木)<br>9月30日(火) | 交通安全に対する国民の更なる意識向上を図り、国民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、交通事故死傷者の減少傾向を確実なものとする。 |
| バイクの日<br>(内閣府交通安全対策本部)               | 8月19日(火)             | 二輪車事故の防止を図るため、二輪車の特性や事故実態等について理解を深め、交通安全意識の高揚を図る。                                                          |
| ノーマイカーデー<br>(主唱：沖縄県交通安全推進協議会)        | 毎月1日<br>20日          | 都市部の交通量を抑制し、安全で円滑な交通環境を図るため、あらゆる広報媒体を活用し、「ノーマイカーデー実施要綱」に基づき広報啓発活動を実施する。                                    |

### 3 年間を通じて行う運動

| 運動の名称                                                      | 実施方針                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飲酒運転根絶運動<br>(「沖縄県交通安全推進協議会飲酒運転根絶対策部会活動方針」)                 | 飲酒運転は、交通死亡事故等の重大事故を惹起する確率が高く、また、本県は交通事故に占める飲酒運転の割合が高いことから、飲酒運転根絶について、すべての人に普及徹底することにより、交通事故防止を図るため実施する。 |
| 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート・ヘルメットの正しい着用推進運動<br>(主唱：沖縄県交通安全推進協議会) | 全座席のシートベルトとチャイルドシート・ヘルメットの正しい着用を、すべての人に普及徹底するため、「シートベルト・チャイルドシート・ヘルメット着用推進運動実施要綱」に基づき実施する。              |
| 二輪車の交通事故防止運動<br>(主唱：沖縄県交通安全推進協議会)                          | 二輪車の交通事故を防止するため、「二輪車の交通事故防止実施要綱」に基づき実施する。                                                               |
| 車線を守ろう運動<br>(主唱：沖縄県交通安全推進協議会)                              | 交通事故の多くが、車線遵守等の基本的な交通ルールを守らないことに起因することから、「車線を守ろう運動推進要綱」に基づき実施する。                                        |

# 沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体 【順不同】

## 官公庁

沖縄県  
市町村  
沖縄県警察  
沖縄県教育委員会  
沖縄県市長会  
沖縄県町村会  
内閣府沖縄総合事務局  
在沖縄自衛隊  
沖縄労働局  
沖縄気象台

## 交通・運輸関係団体

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会  
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所  
沖縄県交通安全母の会連絡協議会  
公益社団法人沖縄県トラック協会  
一般社団法人沖縄県バス協会  
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会  
沖縄県個人タクシー事業協同組合  
沖縄中部個人タクシー事業協同組合  
那覇個人タクシー事業協同組合  
琉球個人タクシー事業協同組合  
一般社団法人沖縄県レンタカー協会  
一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部  
一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会  
沖縄県自動車販売協会  
沖縄県中古自動車販売協会  
沖縄県軽自動車協会  
沖縄県二輪車普及安全協会  
沖縄県自転車商協同組合  
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会  
沖縄県自動車整備商工組合  
軽自動車検査協会沖縄事務所  
独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所  
自動車安全運転センター沖縄県事務所  
日本道路交通情報センター那覇センター  
損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所  
一般財団法人沖縄県自動車標板協会  
全国道路標識標示業協会沖縄支部  
私鉄沖縄県労働組合連合会  
沖縄都市モノレール株式会社

## 教育関係団体

沖縄県小学校長会  
沖縄県中学校長会  
沖縄県高等学校長協会  
沖縄県私立幼稚園連合会  
沖縄県私立保育園連うえ盟  
一般社団法人沖縄県PTA連合会  
沖縄県高等学校PTA連合会  
一般財団法人沖縄県私学教育振興会  
社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部  
沖縄県保育士会  
沖縄県高等学校生徒指導研究会  
沖縄県学校安全教育推進協議会  
体力づくり沖縄県民会議  
沖縄県教職員組合  
独立行政法人日本スポーツ振興センター沖縄県支部

## 青少年・福祉関係団体

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議  
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会  
日本ボーイスカウト沖縄県連盟  
一般社団法人ガールスカウト沖縄県連盟  
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会  
沖縄県公民館連絡協議会  
社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会  
社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会  
沖縄県知的障害者福祉協会  
社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会  
公益財団法人沖縄県交通遺児育成会  
沖縄県青年団協議会

## その他関係機関団体

一般社団法人沖縄県経営者協会  
一般社団法人沖縄県建設業協会  
一般社団法人沖縄県銀行協会  
日本赤十字社沖縄県支部  
一般社団法人沖縄県医師会  
沖縄県清涼飲料協会  
沖縄県社交飲食業衛生同業組合  
日本青年会議所沖縄地区協議会  
全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部  
沖縄県消防長会  
公益財団法人沖縄県消防協会  
沖縄県人権擁護委員連合会  
建設業労働災害防止協会沖縄県支部  
沖縄県石油商業組合  
一般社団法人沖縄県労働基準協会  
沖縄弁護士会  
沖縄県内各ライオンズクラブ  
沖縄県内各ロータリークラブ  
在日米軍沖縄事務所  
沖縄県保護司会連合会  
沖縄県飲食業生活衛生同業組合  
一般社団法人日本損害保険協会沖縄支部  
一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会  
沖縄県酒造組合

(以上91機関団体)

## 協賛団体

沖縄タイムス社  
琉球新報社  
琉球放送  
ラジオ沖縄  
沖縄テレビ  
琉球朝日放送  
エフエム沖縄  
NHK沖縄放送局  
宮古新報  
宮古毎日新聞  
八重山日報  
八重山毎日新聞  
朝日新聞那覇支局  
毎日新聞那覇支局  
読売新聞那覇支局  
産経新聞那覇支局  
共同通信那覇支局  
時事通信那覇支局  
日本テレビ那覇支局  
日本経済新聞那覇支局  
宮古テレビ  
石垣ケーブルテレビ (以上22団体)

# 参 考 資 料

## <目次>

|   |                                     |          |    |   |
|---|-------------------------------------|----------|----|---|
| 1 | 交通安全活動の日実施要綱                        | ・・・・・・・・ | 7  | 頁 |
| 2 | ノーマイカーデー実施要綱                        | ・・・・・・・・ | 10 | 頁 |
| 3 | 飲酒運転根絶対策部会活動方針                      | ・・・・・・・・ | 11 | 頁 |
| 4 | シートベルト・チャイルドシート・<br>ヘルメット着用推進運動実施要綱 | ・・・・・・・・ | 12 | 頁 |
| 5 | 二輪車の交通事故防止実施要綱                      | ・・・・・・・・ | 14 | 頁 |
| 6 | 車線を守ろう運動推進要綱                        | ・・・・・・・・ | 16 | 頁 |

# 交通安全活動の日実施要綱

## 1 目 的

すべての県民が、交通安全に深い関心を持ち、正しい交通行動を身に付け、自ら進んで交通安全活動に参加し、また、無事故を誓い合う日として県下統一的「交通安全活動の日」を設定し、もって県民の交通事故防止活動の一層の推進を図ることを目的とする。

## 2 交通安全活動の日

- (1) 毎月 1 日を交通安全県民の日とする。
- (2) 毎月 20 日を県民交通事故 0 の日とする。

## 3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

## 4 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり。

## 5 推進体制の確立

- (1) 県、市町村交通安全推進協議会において、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要綱に基づき具体的な実施計画を策定する等推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては本運動への自発的参加を働きかけ県民総ぐるみの運動としての推進強化を図る。
- (2) 各推進機関・団体等は、下部機関・傘下団体等に本運動の趣旨の周知徹底を図り、効果的な実践活動の展開を図る。

## 6 実施事項及び実施内容

別表のとおり

〔附則〕

- ・この要綱は、昭和 60 年 9 月 1 日から実施する。
- ・平成 4 年 1 月 17 日一部改正
- ・平成 6 年 2 月 22 日一部改正
- ・平成 14 年 4 月 1 日一部改正

別 表

| 実施事項    | 実施内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 推進機関・団体                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 広報活動の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>報道機関（新聞、ラジオ、テレビ等）の協力を得て、県民に対して本運動の趣旨の周知徹底を図る。</li> <li>県、市町村広報誌及び各機関・団体が発行する機関誌等に本運動の趣旨について掲載し、啓発活動を行う。</li> <li>ポスター、チラシ等を作成配布するとともに横断幕、立て看板、交通安全旗等を適切な場所に掲示し、本運動の盛り上げを図る。</li> <li>広報車による巡回広報の実施及び有線無線の放送施設等を活用し、県民に対する交通安全思想の普及徹底を図る。</li> </ol>                                                                                                            | 別紙<br><br>八<br>沖<br>縄<br>県<br>交<br>通<br>安<br>全<br>推<br>進<br>協<br>議<br>会 |
| 街頭指導の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>推進機関・団体が連携を密にし、交通指導員、地域交通安全活動推進委員、地域住民等の協力を得て街頭活動を積極的に行う。<br/>特に、子供や高齢者等交通弱者の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。</li> <li>保育園、幼稚園等学校関係者は、P T A、交通安全母の会等の協力を得て、登下校時の通園、通学路における安全指導を強化する。</li> <li>自転車利用者に対しては、交差点での一時停止と安全確認や正しい右左折方法等について指導を徹底するとともに、点検整備の計画的実施、T Sマークの普及について推進する</li> <li>運転者に対しては、スピードの出し過ぎ、無理な追い越し、割り込み等をしないよう指導するとともに、横断歩道等では歩行者を優先させるよう指導する。</li> </ol> | 推<br>進<br>機<br>関<br>・<br>団<br>体<br>の<br>お<br>り                          |

別 表

| 実施事項            | 実施内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 推進機関・団体                                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通安全教育の徹底       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育(幼稚)園、小・中・高等学校においては、園児や児童・生徒に対し、交通安全教育を徹底する。</li> <li>2 官庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、各種会合等のあらゆる機会を利用し、安全な交通行動の実践と無事故の申し合わせを徹底する。</li> <li>3 自治会や交通安全母の会、老人クラブ等のあらゆる地域組織の会合を利用し、講習会、映写会等を開催して地域住民への交通安全教育を実施する</li> <li>4 事業主、安全運転管理者、運行管理者等は、研修会や講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。</li> </ol> | 別紙<br>八<br>沖<br>縄<br>県<br>交<br>通<br>安<br>全<br>推<br>進<br>協<br>議<br>会<br>推<br>進<br>機<br>関<br>・<br>団<br>体 |
| 安全運転による歩行者保護の徹底 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両を使用する会社、事業所等においては、各種会議、朝礼等の機会を利用し、子供や高齢者が関係する歩行者事故の実態や心身の特性を理解させ、高齢者や子供に対する保護の徹底を図るため運転者教育を徹底する。</li> <li>2 学校、住宅地域、商店街、老人福祉施設周辺等では、歩行者や自転車の動静に注意し、安全速度を励行する。</li> <li>3 左折時の巻き込み事故防止と横断歩行者の保護徹底を図る。</li> <li>4 無謀運転、歩行者通行妨害等悪質危険な行為に対する指導取締りを強化する。</li> </ol>                                      | の<br>と<br>お                                                                                            |
| 道路交通環境の点検と整備    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設及び交通事故多発地点、路線等の安全点検を行い、安全で快適な道路交通環境の整備に努める。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                          | り                                                                                                      |

# ノーマイカーデー実施要綱

## 1 ノーマイカーデーの設定趣旨

運転自粛と、歩け歩け運動を推進し、都市部及びその周辺地域に流入する交通総量を抑制することによって、交通渋滞や違法駐車等の交通問題を少しでも解消して、安全かつ円滑な交通環境の改善を図る。

## 2 主唱

沖縄県交通安全推進協議会

## 3 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下、「推進機関・団体」という。）」のとおり

## 4 実施方針

この運動は、推進機関・団体が相互に密接な連携をとりながら、県民の理解と協力のもとにその推進を図るものとする。

## 5 ノーマイカーデー

毎月1日、20日をノーマイカーデーとする。

## 6 対象地域

都市地域及びその周辺

## 7 推進要領

### (1) 広報活動の推進

あらゆる広報媒体を積極的に活用し、ノーマイカーデー推進運動の趣旨を徹底させ、マイカー利用の自粛を図る。

① ラジオ、テレビ、新聞、県及び市町村広報誌の活用。

② 街頭における指導、広報活動。

ア 警察官、交通安全推進員、交通安全協会等による広報活動。

イ 立て看板、横断幕等による広報啓発活動。

ウ 市町村自治会等行政機関の広報（放送）施設の活用。

### (2) 職場における喚起活動

推進機関・団体等においては、職場の集会や朝会等あらゆる機会において、職員等にノーマイカーデーの周知を図り、マイカーの利用自粛を喚起するものとする。

### (3) 公務員の率先自粛

県、市町村、警察、教育庁（各教育委員会）の職員、その他公務に従事している者は、ノーマイカーデー当日のマイカー利用自粛を率先する。

### (4) カレンダー・行事計画表等への表示

ノーマイカーデー（1日・20日）をカレンダーや行事予定表等に表示し、その周知を図る。

### 〔附則〕

- ・この要綱は、昭和62年6月1日から実施する。
- ・平成4年1月17日一部改正
- ・平成13年2月16日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正

# 沖縄県交通安全推進協議会飲酒運転根絶対策部会活動方針

## 1 目的

この方針は、関係機関・団体が相互に連携し、悲惨な交通事故を惹起する飲酒運転の悪質性・危険性・反社会性を県民に周知させ、県民総ぐるみで飲酒運転による交通事故を根絶し、日本一交通安全な県を実現することを目的とする。

平成 21 年 10 月 1 日に施行された沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき策定された「沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針」に沿って効果的な運動を展開することとする。

## 2 運動の基本方針（飲酒運転（四）ない運動の実践）

- (1) 運転するならお酒を飲まない
- (2) お酒を飲んだら運転しない
- (3) 運転する人にお酒をすすめない
- (4) お酒を飲んだ人に運転させない

## 3 推進事項

- (1) 関係機関・団体等への飲酒運転防止に係る情報提供・協力要請
- (2) 飲酒運転根絶一斉県民運動の実施
- (3) 街頭での啓発活動など「毎月 1 日」の「飲酒運転の根絶運動の日」を活用した広報・啓発
- (4) 市町村や関係団体等と連携した各季の交通安全運動の推進
- (5) マスコミを活用した広報・啓発など飲酒運転根絶キャンペーンの推進
- (6) 安全運転管理事業所における講習会など交通安全教育等の充実
- (7) ハンドルキーパー運動、ポスター掲示など飲食店営業者等による自主的な取組の促進
- (8) 飲酒運転根絶宣言の実施など事業者等による自主的な取組の促進
- (9) 断酒会等の自助グループを紹介するなど飲酒運転をした者等への再発防止の助言
- (10) その他、飲酒運転根絶に係る事項

## 4 その他

本活動方針は適宜協議のうえ変更し、効果的施策の推進を図るものとする。

# シートベルト・チャイルドシート・ヘルメット着用推進運動実施要綱

## 1 目 的

この運動は、すべての人にシートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用を徹底させることにより、交通安全意識を高揚させ、交通事故による死傷者の減少を図ることを目的とする。

## 2 期 間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 3 スローガン

事故は瞬間 ベルトは習慣

## 4 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

## 5 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり。

## 6 運動の重点

- (1) 家庭及び地域における着用推進の徹底
- (2) 事業所等における着用推進の徹底
- (3) 街頭における啓発・指導活動の強化
- (4) ヘルメットのあごひも装着の徹底

## 7 統一主要行事等

- (1) 交通安全県民の日及び県民交通事故0の日を「シートベルト・チャイルドシート・ヘルメット着用指導強化日」とし、街頭指導を強化する。
- (2) 県・市町村交通安全推進協議会は、各季の交通安全運動期間中に警察・事業所・交通安全母の会等の協力を得て、幹線道路におけるシートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの着用状況を把握し、着用率の向上を図る。

## 8 実施事項及び実施内容

別表のとおり。

### 〔附則〕

- ・この要綱は、昭和60年2月25日から実施する。
- ・昭和61年2月27日一部改正
- ・平成4年1月17日一部改正
- ・平成6年2月22日一部改正
- ・平成12年2月10日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正

別 表

| 実施事項    | 実施内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 推進機関・団体                                                              |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 広報活動の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報紙（誌）、有線放送、行政無線、広報車等あらゆる広報媒体を積極的に活用するほか、区長会、自治会等を通じ、地域住民へのシートベルト・チャイルドシート・ヘルメット（以下「シートベルト等」という。）着用の周知を図る。</li> <li>2 推進機関・団体は緊密な連携と協力を図り、地域や職場においてシートベルト等未着用者の死傷事例や着用していたために助かった事例を紹介し、着用の強化を図る。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>別<br/>紙<br/>△<br/>沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体<br/>の<br/>と<br/>お<br/>り</p> |
| 着用指導の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毎月1日の「交通安全県民の日」及び20日の「県民交通事故0の日」を「シートベルト等着用指導強化日」として総合性を持たせ、街頭での着用指導を強化する。</li> <li>2 市町村においては、「シートベルト等着用モデル事業所」を指定し、市町村ぐるみの運動として推進する。</li> <li>3 家庭ではシートベルト等の着用効果や着用の必要性などについて話し合い、車や二輪車を運転（同乗）するときには着用を促す声掛けを励行する。</li> <li>4 学校等が開催する交通安全教室等においては、シートベルト等の着用効果や着用の必要性などについて啓発し、乗車時における自主的着用意識の習慣づけを図る。</li> <li>5 自動車販売店や給油所、整備工場等においては、接客時をとらえたシートベルト等の着用を呼びかける。</li> <li>6 事業所においては、安全運転管理者等をシートベルト等着用推進員等に指定し、自家用車の運転時を含め、事業所ぐるみの運動として推進する。</li> <li>7 シートベルト等着用モデル事業所の設置拡大を推進するとともに、モデル路線及びモデル地区における実践指導を強化する。</li> </ol> |                                                                      |
| 率先着用の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本運動を推進する実施機関・団体の職員は、シートベルト等の率先着用を励行し、他の模範となるように努める。</li> <li>2 官公署の職員等は、公用車・自家用車を問わず、シートベルト等の着用を徹底する。<br/>また、官公署の管理責任者は、所属職員に対し、朝礼等あらゆる機会を通じて着用指導を徹底するとともに、管理する車両（四輪・二輪）のシートベルト等の点検整備を実施する。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                      |

# 二輪車の交通事故防止実施要綱

## 1 目 的

この運動は、若年者の二輪車による交通事故が増加傾向にあることに鑑み、二輪車利用者に交通安全思想を普及徹底し、県民の総力をあげて二輪車の交通事故防止を図ることを目的とする。

## 2 期 間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 3 スローガン

守ろう通行帯 やめようすり抜け

## 4 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

## 5 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり。

## 6 運動の重点

- (1) ヘルメットの正しい着用の徹底（ヘルメットのあごひもをしっかりと締める）
- (2) 渋滞時のすり抜けや接近運転の危険性の広報
- (3) 指定通行帯の遵守
- (4) 街頭における安全指導の強化

## 7 実施事項及び実施内容

別表のとおり。

### 〔附則〕

- ・この要綱は、昭和61年2月27日から実施する。
- ・平成4年1月17日一部改正
- ・平成6年2月22日一部改正
- ・平成8年2月14日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正
- ・平成22年4月1日一部改正

別 表

| 実 施 事 項    | 実 施 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 推進機関・団体                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報活動の推進    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報紙（誌）、有線放送、行政無線、広報車等のあらゆる広報媒体を積極的に活用するほか、二輪車利用者をはじめ、地域住民に本運動の周知徹底を図る。</li> <li>2 各種講習会、研修会、会議等のあらゆる機会を通じ、本運動の周知徹底を図る。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 別紙<br>八<br>沖<br>縄<br>県<br>交<br>通<br>安<br>全<br>推<br>進<br>協<br>議<br>会<br>推<br>進<br>機<br>関<br>・<br>団<br>体<br>の<br>と<br>お<br>り |
| 若年運転者対策の推進 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ヤングドライバーズクラブ等の組織活動を通じ、人命尊重に基づいた安全運転の励行を呼びかける。</li> <li>2 若年者に対しては、二輪車の特性及び事故実態の認識を深めさせ、安全運転の励行を呼びかけるとともに、家庭においては週末や祝祭日の深夜における遊びを目的とした二輪車の使用を制限し、在宅の確認を励行する。</li> <li>3 学校では、交通指導体制を強化し保護者に対する働きかけを行い、家庭での交通安全思想の高揚を図るとともに、交通安全講習会などを積極的に開催する。</li> <li>4 家庭・地域ぐるみで、暴走行為を「しない」「させない」「見に行かない」という暴走族三ない運動を展開する。</li> <li>5 若年運転者の無謀運転を防止するため、運転者としての社会的責任の自覚及び交通ルールと正しい交通マナーを習慣づけ、有効な余暇利用を促進するなど、交通安全教育を積極的に推進する。</li> </ol> |                                                                                                                            |
| 安全指導の推進    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 二輪車運転免許取得時における技能講習会及び二輪車安全運転講習会等のあらゆる機会を通じ、安全運転の励行やヘルメットの着用効果、正しい着用方法（あごひもをしっかりと締める）について指導を徹底する。</li> <li>2 二輪車を利用している従業員に対しては、ヘルメット着用の指導を強化するとともに、二輪車安全運転5則の周知徹底を図る。（1．カーブの手前ではスピードを落とそう 2．安全速度は必ず守ろう 3．交差点では必ず安全を確かめよう 4．急な進路変更や割り込みはやめよう 5．ヘルメットは正しくかぶろう（あごひもはしっかりと締める））</li> </ol>                                                                                                                                    |                                                                                                                            |
| 街頭指導の強化    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ヘルメット着用（あごひもをしっかりと締める）の効果及び、その必要性を指導すると共に、保険加入や車両点検整備を促進する。</li> <li>2 運転に適した服装や乗車姿勢について指導する。</li> <li>3 指定交差点での原付自転車の二段階右折方法の遵守、自動二輪車初心運転者の二人乗り禁止、大型自動車の左折時巻き込み事故の防止について指導を強化する。</li> <li>4 交差点における安全確認や一時停止の励行を推進する</li> </ol>                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                            |

## 車線を守ろう運動推進要綱

### 1 目 的

この運動は、すべての運転者に安全運転走行の基本を徹底させ、車線内走行の遵守による交通秩序を確立することにより、交通安全意識の高揚を図り交通事故を防止しようとするものである。

### 2 期 間

毎年4月1日から翌年3月31日まで

### 3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

### 4 推進機関・団体

別紙「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体（以下「推進機関・団体」という。）」のとおり。

### 5 実施事項及び実施内容

別表のとおり。

#### 〔附則〕

- ・この要綱は、平成4年1月17日から実施する。
- ・平成6年2月22日一部改正
- ・平成14年4月1日一部改正

別 表

| 実 施 事 項         | 実 施 内 容                                                                                                                                                                                                                                                       | 推進機関・団体                                                                                                                    |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 車線を守る気運の醸成      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車線の遵守について、街頭交通監視や交通安全指導のあらゆる機会をとらえ、指導を強化する。</li> <li>2 地域・家庭・事業所に対しては、自治会や交通安全団体等と連携を図り、「車線を守ろう運動」の趣旨を徹底させる。</li> <li>3 推進機関・団体は、立て看板や横断幕等を作成掲示する等、車線遵守のキャンペーンを展開するとともにあらゆる広報媒体を積極的に活用して「車線を守ろう気運」の醸成を図る。</li> </ol> | 別紙<br>八<br>沖<br>縄<br>県<br>交<br>通<br>安<br>全<br>推<br>進<br>協<br>議<br>会<br>推<br>進<br>機<br>関<br>・<br>団<br>体<br>の<br>と<br>お<br>り |
| 運転者等への指導強化      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転者、安全運転管理者、運行管理者を対象にした講習会や自動車教習所における交通安全教室等、各種講習会を通して車線遵守の啓蒙指導を行う。</li> <li>2 推進機関・団体においては、率先して車線遵守を励行するとともに、各家庭に対する啓蒙活動を積極的に展開する。</li> <li>3 幹線・渋滞道路、交差点での交通監視を重点的にを行い、車線内走行の遵守について、運転者の指導を強化する。</li> </ol>        |                                                                                                                            |
| 「車線を守る五つの基本」の推進 | <p>交通安全に欠かすことのできない「車線を守る五つの基本」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* キープレフトの励行</li> <li>* 安全速度の励行</li> <li>* 飲酒運転はしない</li> <li>* 無理な追い越し（追い抜き）・割り込み運転はしない</li> <li>* 路上駐車はしない</li> </ul> <p>を県民に浸透させるようあらゆる機会を通して指導を図る。</p>                            |                                                                                                                            |
| 道路交通環境の点検・整備    | <p>道路管理者等は、交通安全施設等の点検を行い、車線標示の明確化、路面マーキング等や交通安全施設の整備を実施し、道路交通環境の改善を図る。</p>                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                            |

毎月1日、20日は



交通渋滞の緩和や環境の保全のためにも、ノーマイカーデーの日にはできるだけモノレール、バス、タクシーなどの公共交通機関を利用しましょう！  
自転車、徒歩などで自分の体を動かすようにしましょう。



モノレール



バス



タクシー



自転車



徒歩

毎月1日『飲酒運転の根絶運動の日』『交通安全県民の日』 毎月20日『県民交通事故0の日』

## 飲酒運転の根絶！

飲酒運転を防止するために！

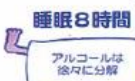
### ● 二日酔い運転に注意しよう！

**知っていますか？二日酔い、一晩寝たから大丈夫ではとおりません！**



1単位のアルコールが  
抜ける（分解される）には、  
約**4時間**かかります。

右のように3単位飲むと・・・



睡眠8時間

アルコールは  
徐々に分解

**8時間**寝たからといって  
アルコールが身体で分解  
されるのは2単位分です。



つまり翌朝は  
1単位残っている  
**二日酔い状態**なのです。

それぞれのアルコール1単位の目安



チューハイ 350ml  
1単位



泡盛 100ml  
1単位



ビール 500ml  
1単位

酒酔い運転 免許取消し（欠格期間3年）

酒気帯び運転 0.15~0.25mg/ℓ 免許停止90日  
0.25mg/ℓ以上 免許取消し（欠格期間2年）

お酒を飲むときは翌日の仕事を考えて、寝ている間に  
アルコールが分解される適度の量を飲みましょう。

### ● ハンドルキーパー運動の推進



職場での対策

お酒を飲まない人  
(ハンドルキーパー)  
が、車のハンドルを握り  
(キープし)、飲酒運  
転を防ぐことによって  
人の命を守る(キープ  
する)

### ● 飲んだらむカエル運動の推進



家庭での対策

家族が出先で飲酒し  
たときは、家族で迎  
えて

- 安全・安心
- 家庭円満
- 経済的  
(タクシー代等不要)

# 交通事故相談所

～ 交通事故でお困りの方は、沖縄県交通事故相談所へ ～

本所：沖縄県南部合同庁舎5階（那覇バスターミナル向かい）

TEL.098-866-2185

相談日 月曜日～金曜日（祝日等を除く）

相談時間 08:30～17:15

秘密厳守  
無料

